

2013 年 期 実務補習所 考査問題

【会計に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<金融商品取引法に基づく開示と実務>

問 金融商品取引法は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行うものに関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にする他、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

ここでいう投資者の保護とは、具体的にどのようなこと（損害）からの保護か、二つに分類して簡潔に記載しなさい。

問 以下の文章の（ ）に入る適当な用語、数値等を入れて文章を完成させなさい。

- (1) 有価証券の募集とは、(①) の者に対し(②) 発行される有価証券の取得の申込を(③) することをいう。また、有価証券の売出しとは(①) の者に対し、(④) 発行された有価証券の売付の申込みをし、又はその買付の申込を(③) することをいう。
- (2) 有価証券報告書を提出している会社が、会社の経営に関連した重要な事実が発生した場合、速やかに(⑤) を提出しなければならない。この制度は有価証券の流通価格に重要な影響を与えると認められる事実が発生した際、その都度その内容を開示させ、(⑥) の的確な判断に資するように昭和(⑦) 年の開示制度の大改正で設けられた。
- (3) 有価証券通知書は、発行開示制度を補完するためのもので、(⑧) 市場における企業内容の開示書類である。(⑨) の提出を要しない一定規模以下の有価証券の発行及び売出し等に関する情報を(⑩) 大臣に報告させ、その発行状況等を把握するとともに、届出を要しない有価証券の募集又は売出しであるかどうかの判断資料とするため、この通知書制度が設けられている。

問 金融商品取引法上のディスクロージャー制度について記載した以下の文章についてそれぞれ誤った箇所があります。その箇所を指摘して正しい内容を答えなさい。

- (1) 金融商品取引法の制定前に開示を規制していた証券取引法は、昭和 22 年に、イギリスの証券法と証券取引所法を手本にして制定された。
- (2) 有価証券報告書は事業年度末後 45 日以内に提出しなければならない。
- (3) 半期報告書はすべての上場会社に義務付けられている。

問 有価証券報告書の提出件数は平成 20 年から減少傾向にあった。今後この傾向は続いていくのか、反転するのか根拠を示して述べよ。

問 以下の文章は、金融商品取引法第4条第1項及び第5条第1項の抜粋である。これを読んで上で、以下の問に答えなさい。

第四条 (A)有価証券の募集（特定組織再編成発行手続を含む。第十三条及び第十五条第二項から第六項までを除き、以下この章及び次章において同じ。）又は(B)有価証券の売出し（次項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当するものを除き、特定組織再編成交付手続を含む。以下この項において同じ。）は、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し内閣総理大臣に(①)をしているものでなければ、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

（中略）

五 (②)又は()の総額が(③)の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの（前各号に掲げるものを除く。）

第五条 前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報とその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る()をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、(C)次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

- (1) 空欄(①)～(③)にあてはまる文言を答えなさい（丸数字のない括弧は無視してよい）。
- (2) 下線部(A)及び(B)について「不特定」「多数」という言葉を用いて説明しなさい。
- (3) (2)における「不特定」「多数」の意味をそれぞれ説明しなさい。
- (4) 下線部(C)の届出書について、提出が必要となる具体例を2つ列挙しなさい

問 臨時報告書の提出事由を2つ列挙しなさい。

問 非上場会社において有価証券報告書の提出が必要となる場合を2つ列挙しなさい。

問 開示府令における「特定子会社」の意味を説明しなさい。

問 金融商品取引法第163条に規定される「主要株主」の意味を説明しなさい。

問 昨今、上場会社の不祥事等により、開示書類の充実や開示内容の見直しを図るべきとする考え方が唱えられています。そこで、金融商品取引法における開示書類の充実や開示内容の見直しについて、あなたが思うことを述べなさい。なお、現行法の枠内で考える必要はない。

問 栄和株式会社（以下 R 社とする）は非上場会社であるが、新規上場を考えている。会社データを参照した上で、以下の設問に答えなさい。なお、会社法に関して考慮する必要はない。

会社データ

事業年度	第 33 期（平成 26 年 3 月 31 日決算）
資本金	10 億円
総資産	50 億円
純資産	20 億円
負債総額	30 億円
直近の資本異動	設立後異動なし
上場時の資本異動	株式の募集発行 15 億円、代表取締役保有株式の売出 5 億円
上場予定日	平成 25 年 12 月 21 日
従業員数	平成 25 年 3 月末現在 600 人
株主数	平成 25 年 3 月末現在 50 人
上場予定取引所	東京証券取引所第二部
取締役会	有（取締役数 6 名）
監査役会	有（監査役数 3 名）
親会社	無
連結子会社	3 社（全て国内）

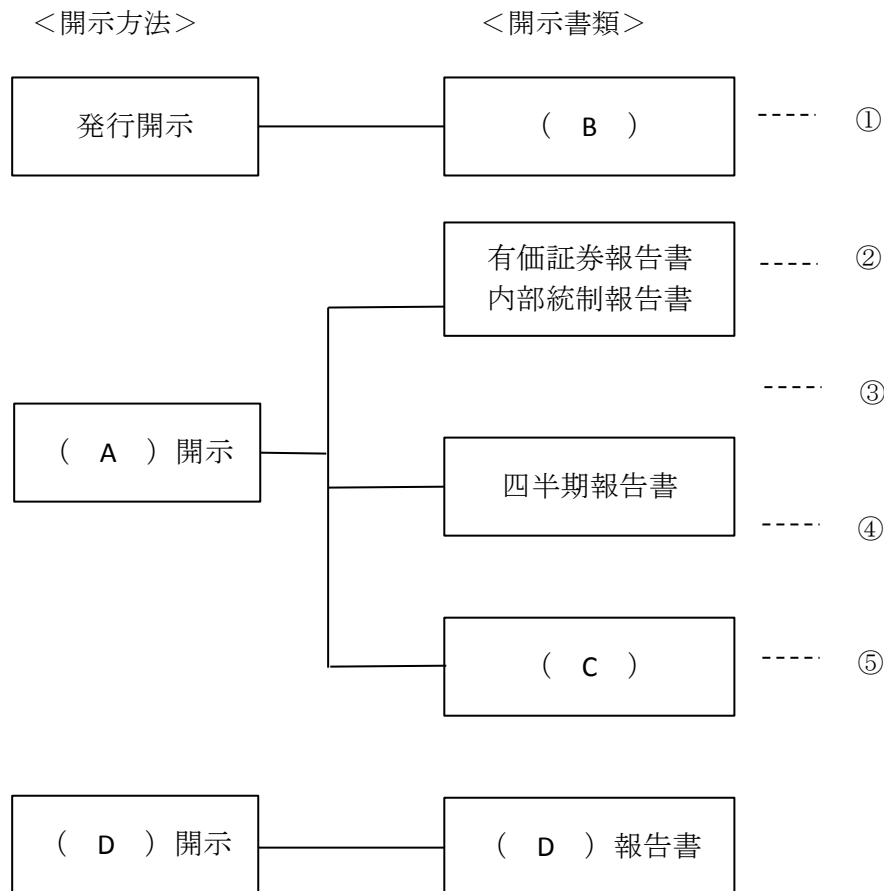
1. R 社が上場するに際して、必要となる金融商品取引法上の開示書類を示しなさい。
2. R 社が上場した場合にも、金融商品取引法上の開示書類の提出が必要となるが、
 - （1）第 33 期の第 3 四半期報告書をいつまでに提出する必要があるか。
 - （2）第 33 期の有価証券報告書をいつまでに提出する必要があるか。
 それぞれ、根拠を付して述べなさい。なお、提出が不要な場合は、その理由を述べなさい。

問 金融商品取引法は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする（金商法 1）。

- 1) 投資者の保護とは、どのような損害から保護することを目的としているか、保護すべき損害の内容を 2 つ挙げ、それぞれ具体例を交えて説明しなさい。
- 2) 上記目的を達成するための制度の一つとして、平成 2 年から株券等の大量保有に係る開示制度が導入されている。当該制度導入の背景と制度の内容を簡潔に述べなさい。

問 以下の表は金融商品取引法による開示制度をその開示方法に従って分類したものである。

- 1) 表中の空欄 () A~D に適当な語句を入れなさい。
- 2) 表中の①~⑤の開示書類についてそれぞれの提出期限及び閲覧時期を下記の語群から選んで答えなさい (複数回選択可)。



<語群>

- (ア) 期末後 1 か月 (イ) 期末後 45 日 (ウ) 期末後 2 か月 (エ) 期末後 3 か月
 (オ) その都度 (カ) 提出後 1 年間 (キ) 提出後 2 年間 (ク) 提出後 3 年間
 (ケ) 提出後 4 年間 (コ) 提出後 5 年間 (サ) 提出後 10 年間 (シ) 無期限

問 以下の文のうち正しいものには○、誤っているものには×をつけ、誤っている場合にはその理由を簡潔に述べなさい。

- 1) 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度には、有価証券の発行市場における開示制度としての有価証券届出書と有価証券の流通市場における開示制度としての有価証券報告書等があり、これらに含まれている財務諸表について公認会計士等の監査証明が必要となる。
- 2) 上場会社に対して、監査報告書に不適正意見又は意見の表明をしない旨が記載された場合、四半期レビュー報告書に否定的結論又は結論の表明をしない旨が記載された場合には、原則として課徴金が課される。
- 3) 発行登録書は、有価証券届出書の提出を要しない一定規模以下の有価証券の発行及び売出し等に関する情報を内閣総理大臣に報告させ、その発行状況等を把握するとともに、届出を要しない有価証券の募集又は売出しであるかどうかの判断資料とするためこの制度が設けられている。
- 4) 組込方式は継続開示会社が届出を行う場合、両開示書類の記載事項の重複部分についての簡素化を図ったものである。すなわち、5年間継続開示している会社が届出書を提出しようとするときに利用できる制度である。
- 5) 有価証券報告書等に訂正を要するものがあると認めるときには、監査人は訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

<会社法に基づく開示と実務>

問 会社法に基づく開示と実務に関して、以下の文章及び表の①～⑳の空欄に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入して文章を完成させなさい。

1. (①)

会社法は、株式会社に対して、法務省令の定めるところにより、適時に正確な (①) を作成しなければならない(法 432 I)と規定している。(①)とは、昭和 49 年の改正商法において初めて用いられた用語であり、一般的には仕訳帳、元帳、補助簿等を指す。(①)は、その帳簿閉鎖の時から (②) 年間保存することが必要である(法 432 II)。

2. 会社の種類と計算書類

会社法上、会社の機関を柔軟に設計することができる。その会社の種類により、作成される計算書類について重要な相違はないが、個別 (③) については主として公開会社か否かにより、省略規定がある。(④) 計算書類については、旧商法における経過措置が引き継がれ、(⑤) 提出会社にのみ作成義務が課されている。また、計算書類ではないが (⑥) についても同様、主として公開会社か否かにより、その内容に大きな相違がある。

3. 開示制度の概要

会社法における開示には、(⑦) と (⑧) とがある。

(⑦) とは、定時株主総会に先立って、招集通知に添付して株主に直接交付する、または電磁的方法によって開示することによって情報提供を行うことである。

また、(⑧) とは、会社が開示書類を備え置くことにより株主や債権者がいつでも閲覧できるようにすることである。

4. 注記について

会社計算規則 98 において、注記することが求められている事項は、下記のとおりである。

- ・ (⑨) の前提に関する注記
- ・ 重要な (⑩) に係る事項に関する注記
- ・ (⑩) の変更に関する注記
- ・ 表示方法の変更に関する注記
- ・ 会計上の見積の変更に関する注記
- ・ 誤謬の訂正に関する注記
- ・ (⑪) に関する注記
- ・ 損益計算書に関する注記
- ・ (⑫) 変動計算書に関する注記
- ・ 税効果会計に関する注記
- ・ リースにより使用する固定資産に関する注記
- ・ (⑬) に関する注記
- ・ 賃貸等不動産に関する注記
- ・ 持分法損益等に関する注記
- ・ (⑭) との取引に関する注記
- ・ 1 株当たり情報に関する注記
- ・ 重要な (⑮) に関する注記
- ・ 連結配当規制適用会社に関する注記
- ・ その他の注記

5. 連結計算書類について

連結計算書類として、連結貸借対照表、(⑯)、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表が規定されている(会計規 61)。

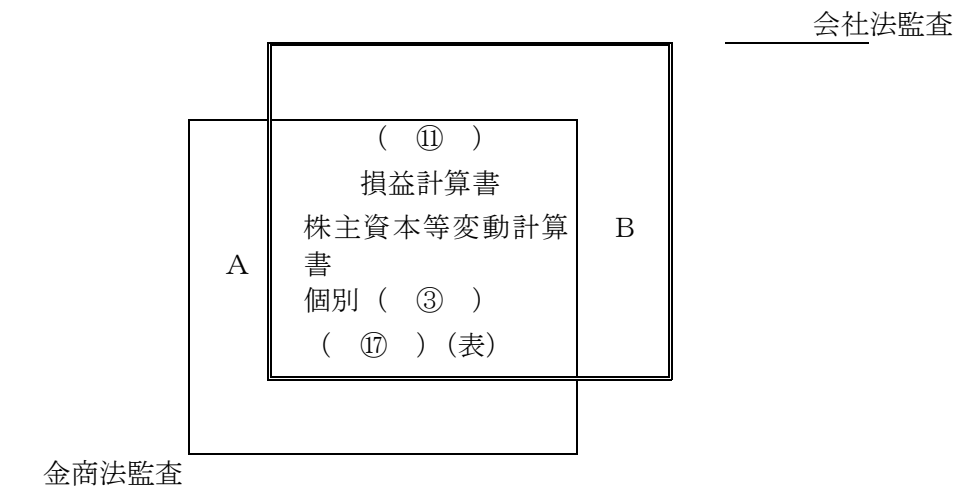
6. (⑰) について

(⑰) は、計算書類、すなわち、(⑱)、損益計算書、株主資本等変動計算書及び

(③)、の記載事項について、追加的に補足して説明する書類として、毎決算期に作成されるものである(法 435Ⅱ、会計規 117)。(⑰) の記載事項については、会社計算規則第 117 条に規定されているが、旧商法施行規則に比べると、項目は大幅に簡素化されている。

7. 会社法監査特有の項目と金商法監査との関係

監査対象範囲について金商法監査と会社法監査の関係は次のようになる。



- A (⑱) 財務諸表、(⑱) 連結財務諸表、(⑲) 計算書
- B (⑳)

問 会社法上、会社の規模は、資本の額又は最終の貸借対照表の負債の部の金額により大会社と大会社以外の会社に区分される。事業年度中において、資本の額又負債の部の合計金額の変動に伴い会社区分が変わった場合、計算書類等の監査について適用される規定が異なることとなるが、以下のケースについて平成×2年3月期及び平成×3年3月期における会計監査人の監査の要否及びその理由について述べなさい。

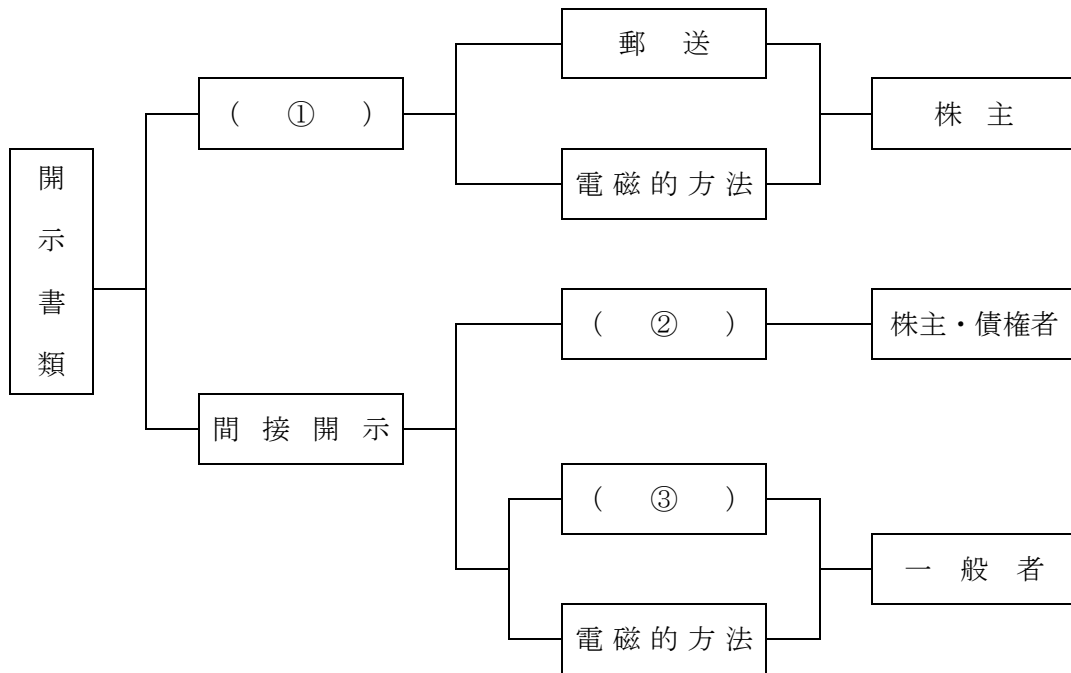
- ケース 1. 平成×1年3月期の決算において負債の部に計上された額の合計額が 200 億円以上であったが、翌平成×2年3月期の決算において負債の部に計上する額の合計額が 200 億円未満となった場合
- ケース 2. 平成×1年3月期の決算において資本の額が 5 億円未満であったが、翌平成×2年3月期期中の増資により資本の額が 5 億円以上になった場合

問 個別注記表に関して、以下の ① ~ ④ に適当な語句を記入するとともに、会社計算規則において注記することが求められている事項を 3つあげなさい。

貸借対照表および損益計算書等、計算書類に表示すべき注記を総称して、会社計算規則上、注記表と定義している。なお、これを独立した一表として表示せず、旧商法施行規則と同様、貸借対照表および損益計算書等の (①) として表示することもできる。

注記の表示方法としては、(②)、(③) または (④) の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載することが必要である

問 「会社法における開示制度」について、以下の①～③に適切な語句を記入しなさい。



問 会計方針の変更に関する注記に関して、以下の①～⑤に適切な語句を記入しなさい。

会計方針の変更に関する注記は、一般に(①)と認められる会計方針を他の一般に(②)と認められる会計方針に変更した場合に、下記の内容(重要性の乏しいものを除く)を注記する。

- ・当該会計方針の変更の(③)
- ・当該会計方針の変更の(④)
- ・遡及適用した場合には、当該事業年度の期首における(⑤)に対する影響額

問 金融商品取引法第1条(目的)に関して、以下の①～⑤にあてはまる語句を、下記語群(a)～(t)の中から選び、記号で記入しなさい。

この法律は、企業内容等の(①)の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、(②)の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な(③)等を図り、もって(④)の健全な発展及び投資者の(⑤)に資することを目的とする(金融商品取引法第1条)。

【語群】

- (a) 金融商品取引法 (b) 会社法 (c) 上場会社 (d) 投資者 (e) 四半期報告書
 (f) 企業 (g) 非上場会社 (h) 金融庁 (i) 取締役 (j) 監査役 (k) 金融商品取引
 (l) 資金 (m) 開示 (n) 市場 (o) 国民経済 (p) 有価証券 (q) 価格形成 (r) 保護
 (s) 金融商品取引所 (t) 有価証券報告書

<取引所のルールに基づく開示と実務>

問 適時開示に関する要請事項について、以下の①～⑤に適切な語句を記入しなさい。

東京証券取引所において、適時開示が求められる会社情報は、種類別に「上場会社に係る情報」「(①)に係る情報」に区分されています。

さらに、「上場会社に係る情報」は、「上場会社の(②)」、「上場会社の(③)」、「上場会社の(④)」、「上場会社の(⑤)」「その他の情報」に区分されます。

問 適時開示の時期及び開示内容に関して、以下の①～③に適切な語句を記入しなさい。

上場会社において重要な会社情報が生じた場合には遅滞なく開示を行い、その内容は、「決定(発生)した事実の(①)」、「当該事実の決定(発生)(②)」、「当該事実が上場会社に及ぼす(③)」である。

問 適時開示が要請される会社情報と公認会計士との関係について簡単に述べなさい。

<決算実務>

問 あなたは、国内の金融商品取引所の新興市場に上場している株式会社 A 社（決算日 3 月 31 日、取締役会及び監査役会設置会社、資本金 5 億円）の経理部長です。今日は、決算日を目前に控え、当期の決算概要について同社の取締役会で説明をしています。

甲取締役「それでは取締役会を開始します。まずは経理部長から当期の決算スケジュールについて説明してください。」

あなた「わかりました。総務部と打ち合わせた結果、当社の当期の株主総会は 6 月最後の金曜日である、6 月 27 日に開催する予定です。その日までいくつかのステップを踏んで会社法や金融商品取引法の定める書類を作成しなければなりません。」

甲取締役「いくつかのステップとは具体的には何ですか？」

あなた「はい。具体的には、まず 5 月 1 日に取締役から監査役会及び当社の会計監査人である B 監査法人に計算書類を提出していただきます。（問 1）その後、B 監査法人及び監査役会から監査報告書をご提出いただき、取締役会の承認を経た後、招集通知を発送します。」

乙監査役「B 監査法人は計算書類等の監査報告書をいつ提出する予定ですか？」

あなた「えっと・・・確か、監査期間は会社法で定める最長を確保したいと仰っていたので、5 月 1 日から（ ① ）週間後となります。（問 2）」

乙監査役「我々はそこから（ ② ）週間以内に監査報告書を提出すればいいわけですよね？（問 2）」

あなた「はい。そうです。」

甲取締役「それにしても、どうして B 監査法人は会社法で定める最長の監査期間を確保したいと言っているのですか？当社が大会社だからですか？（問 3）」

あなた「実は、経理部員が急遽、退職することになり監査対応できる人員が少なくなったため、十分な監査期間確保のために最長にしたいとの申し出がありました。来年以降は人員をそろえ、決算早期化に努めます。」

甲取締役「そうですか。適切な人材配置をしていただくよう、私からも人事部長に伝えておきます。（問 4）」

あなた「ありがとうございます。話を元に戻しますが、当社は公開会社であるため、招集通知は 6 月 27 日の（ ③ ）週間前には発送する必要があります。（問 2）（問 5）」

甲取締役「その後、計算書類等は最終的に株主総会で承認されるというわけですね。（問 6）」

乙監査役「計算書類の承認後、公告はどのように行うのですか？（問 7）」

あなた「いいえ、当社は（ A ）しているため、公告義務が免除されています。（問 8）」

甲取締役「株主総会の後は有価証券報告書の提出になりますね。（問 9）」

あなた「はい。決算日後は計算書類や有価証券報告書以外にも様々な書類を作成し、提出しなければなりません。（問 10）」

甲取締役「そうでしたね。忙しいかと思いますが、株主の期待に応えるためにも法令違反が無いように、注意して業務を行ってください。（問 11）」

あなた「ありがとうございます。」

- (1) 会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項によると、計算書類には、4 つの書類が規定されている。これらの名称を答えなさい。
- (2) 文中の空欄①～③に数値を埋めなさい。
- (3) 会社法の大会社の要件には、資本金基準と負債総額基準の 2 つの基準がある。それぞれの基準金額を答えなさい。

- (4) 適切な人材配置を行う目的は何か。内部統制の観点から 60 文字以内で述べなさい。
(但し、句読点も字数に含めるものとする。)
- (5) 仮に、A 社が会社法上の公開会社ではない場合、株主総会招集通知はいつまでに発送する必要があるか。以下の選択肢から適切なものを選びなさい。

- ア. 株主総会の 1 週間前
イ. 株主総会の 2 週間前
ウ. 株主総会の 3 週間前
エ. 株主総会の 4 週間前
オ. 株主総会の 5 週間前

- (6) 会社法第 439 条及び会社計算規則第 135 条は、会計監査人設置会社において計算書類を株主総会への報告事項とすることができる一定の要件を定めている。当該一定の要件の中から 2 つを挙げなさい。
- (7) 会社法第 939 条第 1 項が規定する、会社が定款で定めることができる公告方法の中から 1 つを挙げなさい。
- (8) 空欄 (A) に入ると考えられる、あなたの監査役への回答を記述しなさい。
- (9) 金融商品取引法による規定に関する以下の文章について、空欄を埋めなさい。
金融商品取引法適用会社は、年度決算期日より (①) 以内に有価証券報告書を (②) により財務局へ提出することが義務付けられている。また、四半期財務諸表を掲載した四半期報告書を四半期末から (③) 以内に提出することが義務付けられている。
なお、有価証券報告書、四半期報告書等を (②) にて提出する際には、(④) 形式で作成した財務諸表データを添付することが必要である。
- (10) 諸法令で規定される各種書類に関する次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
1. 上場会社が取引所のルールに基づく決算発表を行うに際しては「決算短信」の様式で作成した開示資料が必要である。
 2. 取引所のルールに基づく決算発表は迅速なディスクロージャーの観点から、遅くとも決算日後 30 日以内を目途に行うことが要請されている。
 3. 法人税の確定申告は決算日後 2 カ月以内に納税金額を申告することが求められているが、一定の要件を満たす会社は申請により確定申告の提出期限の 1 ヶ月延長特例が認められている。この場合、納付期限も 1 ヶ月延長される。
 4. 法人税法上、1 年決算の会社は中間期の中間納付が必要である。中間納付は前年度の確定税額の 1/2 を納める中間申告という方法のみが用いられる。
 5. 諸法令に基づく決算開示のほか、会社は任意で「事業報告書」や「株主通信」といった書類を作成し決算内容をディスクローズすることが認められている。これらの書類は会社が任意で作成するものであるから、諸法令に基づく開示書類との整合性を確保する必要はない。

(11) A株式会社の当期末における純資産の部の金額が以下のとおりであった場合の、当該期の定時株主総会における分配可能額を算出なさい。

＜A社 純資産の部＞		
株主資本		
資本金	500,000	千円
資本剰余金		
資本準備金	250,000	
その他資本剰余金	12,000	
資本剰余金合計	262,000	
利益剰余金		
利益準備金	-	
その他利益剰余金		
別途積立金	15,500	
繰越利益剰余金	300,000	
利益剰余金合計	315,500	
株主資本合計	1,077,500	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,000	
評価・換算差額等合計	50,000	
純資産合計	1,127,500	
(注)1. 自己株式の取得及びその予定はない。		
2. 期末日現在、資産の部に繰延税金資産 280,000 千円が計上されている。		
3. 期末日現在、資産の部に計上されている土地に、51,200 千円の担保設定が金融機関によりなされている。		

問 決算実務に関して、以下の各記述を読み、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入なさい。尚、×の場合は、その理由を簡潔に記載なさい。

- (1) 計算書類等とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びその附属明細書、事業報告をいう。
- (2) 月次決算は法的に義務付けられるものではないが、経営管理上は極めて有用な情報となるため、費用対効果を考慮することなく精緻に行う必要がある。
- (3) 当社は非上場会社であるが、有価証券報告書の提出会社に該当するため、四半期報告書を提出しなければならない。
- (4) 決算書類は株主総会目的、税務申告書作成目的など、様々な目的により作成される為、複数の会計帳簿を設けることが必要である。
- (5) 決算の種類は、年度決算、四半期決算、月次決算、臨時決算等があるが、会社法に規定されるのは年度決算のみである。

問 決算実務に関する内部統制に関して、以下の評価項目を検証するために最も適切と考えられるコントロールの例を下記から選びなさい。

(評価項目)

- (1) 信頼性のある財務諸表を作成するために、必要なスキルを持つ人材を確保・配置していること。
- (2) 決算処理の正確性、網羅性、正当性が確保されていること。
- (3) 連結決算処理の正確性、信頼性、及び網羅性が確保されていること。
- (4) 信頼性のある財務諸表を作成するため、会計システムが完全、正確な情報の処理を行うこと。
- (5) 開示に必要な情報を適時に漏れなく収集し、有価証券報告書の開示事項の正確性、信頼性、及び網羅性が確保されていること。

(コントロール例)

- (a) 必要な開示事項を漏れなく作成するため、開示チェックリスト等のマニュアルが作成されている。
- (b) スプレッドシートについて、計算式の検証、アクセス制限、変更管理、バックアップ等の対応が行われている。
- (c) 連結修正仕訳・組替仕訳・外貨換算等の妥当性について、適切な権限者が査閲・承認することが定められている。
- (d) 適切な専門知識を有する人材を必要十分な程度に配置している。
- (e) 各項目の検証方法、照合方法、チェック体制を整備する。

問 連結計算書類を作成する A 社の経理部員と A 社の会計監査人が決算日程に関して打ち合わせを行っています。空欄に適切な数値を記入しなさい。

経理部員：当社は 例年通り株主総会を平成 26 年 6 月 27 日に開催する予定です。決算日程をどうしましょうか？

会計監査人：株主総会が 6 月 27 日なので、招集通知の発送は株主総会の 2 週間前の 6 月 (a) 日までに行う必要があります。我々にはいつ頃計算書類及び連結計算書類が提示されますか？

経理部員：当社では 4 月末までに連結計算書類（それぞれ附属明細書を含む）まで完成させる予定です。尚、5 月 1 日には担当役員（会社計算規則第 130 条 4 項に定める「特定取締役」とする。）から当社の監査役会と会計監査人にそれぞれの書類が提示される予定で考えています。

会計監査人：なるほど。それでは、計算書類、連結計算書類に関する会計監査報告は原則的に受領日からそれぞれ (b) 週間以内の 5 月 (c) 日までに提出する必要がありますね。

経理部員：会計監査人の会計監査報告を受領してから (d) 週間以内に監査役会による監査報告が提出されれば良いですね。

会計監査人：そうですね。ちなみに、貴社は申告期限の延長の特例を申請していましたか？

経理部員：はい。延長の特例により株主総会に合わせて決算から 3 か月確保しています。但し、税金の納付期限自体は変わらず (e) か月以内です。

問 計算書類は原則として株主総会の承認を得なければならないが、会計監査人設置会社の場合、ある要件を満たした場合には、承認を要せず報告事項とすることができるが、その要件（5つ）を解答欄に箇条書きで記載しなさい。

問 上場企業であるクライアントの担当者が初めて株主総会の準備を任された。担当者はあなたに株主総会の開催に当たって、準備すべきことを教えてほしいと尋ねられた。あなたは何をアドバイスしますか？ アドバイスすべき事項を解答欄に箇条書きで5つ簡潔に記載しなさい。

問

(1) 下の会社の平成 26 年 7 月 1 日時点の分配可能額を求めなさい。

(単位：百万円)

貸借対照表 (26/3/31)			
諸資産	100,000	諸負債	40,000
		資本金	20,000
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	3,000
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	29,000
		自己株式	△1,000
		その他有価証券評価差額金	2,000
		純資産	60,000
総資産	100,000	負債・純資産	100,000

<期中の取引>

平成 26 年 6 月 30 日までの間に以下の取引が行われている。

- ・ 6 月 4 日 自己株式のうち 500 百万円を 800 百万円で処分した。

(2) 上記(1)の諸資産の中に、のれんが 10,000 百万円、繰延資産が 10,000 百万円含まれている場合の分配可能額を求めなさい。但し、(1)の期中の取引は考慮しないで回答すること。

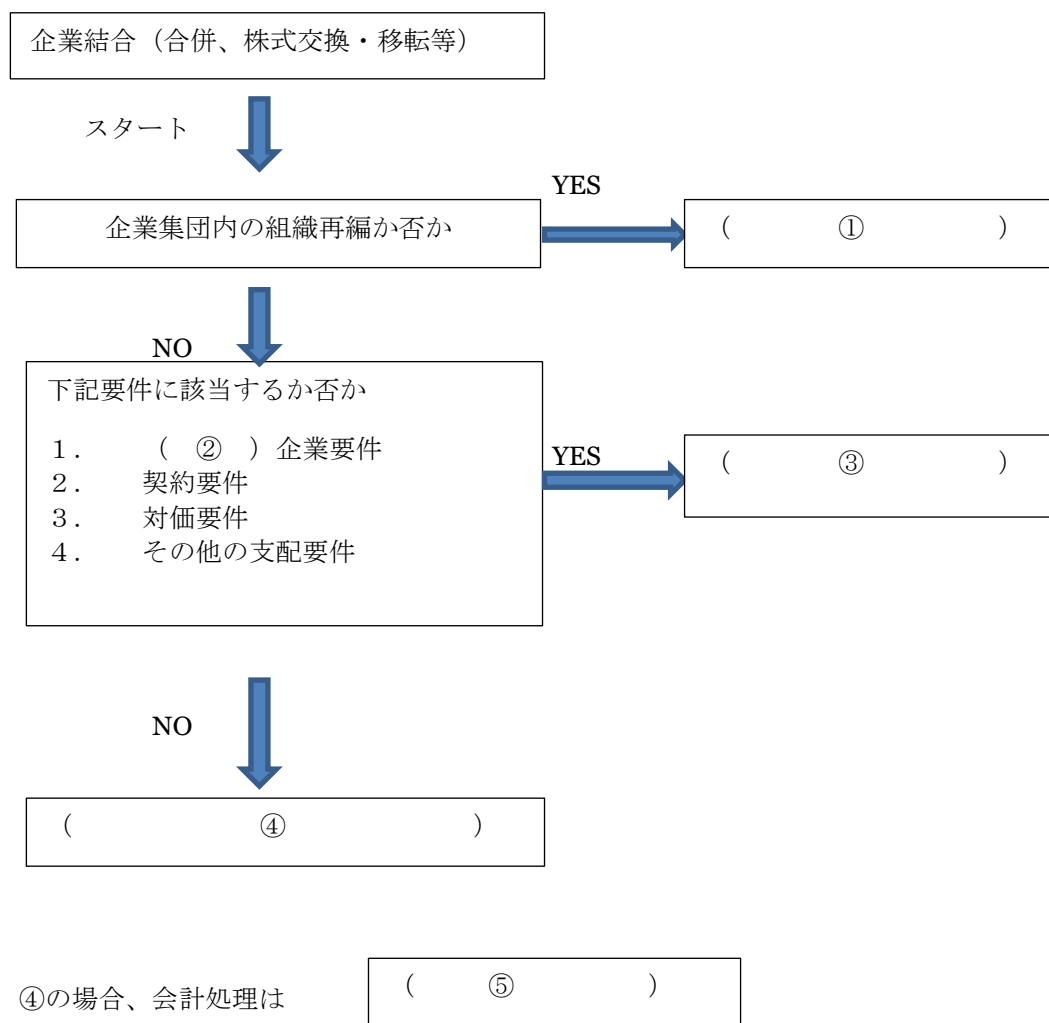
<企業再編の実務>

問 会社分割の形態には4とおりの区分がありますが、4つの区分を記載しなさい。また、会社法において承継会社の株式を直接分割会社の株主に割り当てることができなくなったことから旧商法の人的分割の考え方はなくなりましたが、同じ効果を得るため、二つの手続を経て分割を行うことに整理されています。その二つの手続を記載しなさい。

問 株式交換・株式移転はいずれも何を目的とした企業再編の技法か答えなさい。

問 合併比率とは何か答えなさい。また、通常公開会社の合併比率の計算で用いられる企業評価の手法を4つ記載しなさい。

問 企業結合の会計上の分類と適用される会計処理等を記載した下図の空欄①～④を埋めなさい。また、④の分類に適用される会計処理を⑤に記載しなさい。

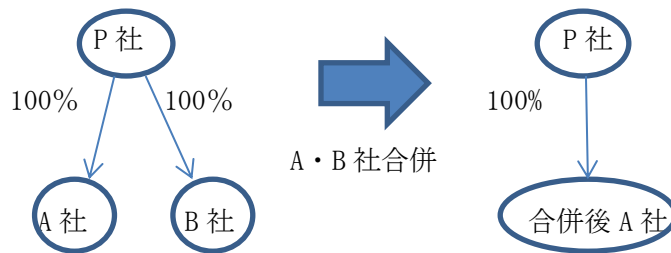


問 事業分離等に関する会計基準について記載している以下の文章の空欄を埋めなさい。

事業分離等に関する会計基準は、会社分割や事業譲渡などの場合における事業を分離する企業（ ① ）の会計処理や合併や株式交換などの企業結合における（ ② ）の株主にかかわる会計処理などを定めている。（ ② ）とは、企業結合にかかわる企業をいい、このうち、他の企業または他の企業を構成する事業を受け入れて対価を支払う企業を（ ③ ）、当該他の企業を（ ④ ）という。また企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を（ ⑤ ）という。（ ① ）の会計処理として、移転した事業に関する投資が清算されたとみる場合、受取対価となる財の時価と移転した事業に係る株主資本相当額との差額を（ ⑥ ）として認識する。

問 次の内容を読み、以下の問に答えなさい。

P社には100%子会社A社及びB社がある。いずれも非上場会社で連結財務諸表は作成していない。P社は子会社A社とB社を合併させることとし、A社を存続会社とすることとした。



なお、合併に際して株式は発行せず、現金等の交付もないものとする。資本項目については、B社利益剰余金は引き継がない。B社の貸借対照表は以下のとおりである。

現金預金	500	資本金	400
土地 (時価 1,000)	700	利益剰余金	800
	1,200		1,200

(1) この場合A社のB社合併受入仕訳を行いなさい。

(2) このような企業結合取引の分類を何と言うか答えなさい。

問 法人が資産を他の法人に企業再編成により移転する場合、税制適格の場合と税制非適格の場合における資産の移転に関する税務上の課税関係の違いについて述べよ。

問 企業グループ内の組織再編成において、50%超 100%未満の持分関係における適格組織再編成に該当するための要件について3つ書け。

問 共同事業を営むための組織再編成において、適格組織再編成に該当するための要件について6つ書け。(非合併法人の株主数は50人以下とする)

問 次の内容を読み、以下の問に答えなさい。

上場企業である X 社及び Y 社は同一の業種に属する企業であり、両社協議の上合併することとなった。X 社 Y 社に資本関係はない。また、両社は業界の中堅に位置する企業であり、売上、当期純利益の規模に大きな差異はない。

合併の諸条件は下記のとおりである。

① 合併期日の両社の貸借対照表は下記のとおりである。

X社貸借対照表		Y社貸借対照表	
資産	700	負債	50
(時価	800)	資本金	200
		利益剰余金	450
	700		700
		資産	500
		(時価	510)
		資本金	150
		利益剰余金	100
			500
			500

② 両社の株価の評価額は両社のアドバイザーにより、下記の通り市場株価法で算定されている。合併比率の算定については、当該算定方法で計算した比率を使用することとする。

	X社	Y社
市場株価法	36	45

③ 企業結合日時点の発行済株式総数は X 社 10 株、Y 社 6 株とする。また、企業結合日時点の株価は②の市場株価法で算定された評価額と一致しているものとする。なお、合併の結果発行される株式の対価のうちその 50%相当額を資本金とし、残額は資本剰余金とする。

- (1) 当該企業結合取引で、取得会社は X 社、Y 社どちらになるか、また、その理由を述べなさい。
- (2) 存続会社が取得会社となり、株式を発行する場合、合併比率はいくつになるか答えなさい。
- (3) 合併法人の合併後貸借対照表を作成しなさい。

問 次の①～③の企業結合について、その該当する意義を選択肢イ～ハから選びなさい。

- ① 合併 ② 会社分割 ③ 株式交換・移転
- イ. ある会社の営業を別会社とすること
 - ロ. 完全親子関係（100%）を構築するための制度
 - ハ. 法律上二以上の会社が一つの会社となること

問 吸収合併と新設分割において、会社法で規定されている必要な手続きについてそれらに共通する手続きを 4 つ述べよ。

問 吸収合併と新設分割において、それらの効力発生日はいつとなるか述べよ。

問 取得とされた企業結合に係る重要な取引がある場合に、企業結合年度において必要な注記事項を 5 つ書け。

問 A社とB社は新設の共同持株会社（C社）を設立した上で、その傘下の100%子会社としてそれぞれの事業を継続することに合意した。両社ともに非上場会社であり、経営統合後のC社も非上場となる。
その他の前提条件は下記の通りとなる。

前提条件

- ・ 企業結合会計を導入し、A社が取得会社、B社が被取得会社に該当すると仮定し、それぞれの適切な手法を用いて評価する。
- ・ パーチェス法の適用に際しては、取得対象資産の時価を反映する処理を行う。
- ・ 連結資本相殺仕訳上生じた投資消去差額については適切な科目に振り替える。
- ・ 資産の含み益がA社に200、B社に100あるとする。
- ・ 信頼性のある時価として算定された株式評価額につきA社は900、B社は240とされた。

- ① 共同新設持株会社を新たに設立するに際し、必要となる組織再編技法は何か。
 - ② C社の貸借対照表を作成しなさい。
- ・ 会社法に従い、新設会社の資本増加額は被取得会社の時価を反映したものとするが、資本金増加額は400とし、残額は資本剰余金とする。
 - ③ C社を親会社とする連結財務諸表を作成しなさい。

A社				B社			
資産	1,000	負債	400	資産	400	負債	300
		資本金	200			資本金	60
		任意積立金	400			任意積立金	40
	1,000		1,000		400		400

問 以下の条件に基づいてXおよびY社間で合併取引が行われることになった。この場合の会計処理について次の問に答えなさい。

- ① 一株当たり簿価純資産により合併比率を求めるとすれば、合併法人が発行する被合併法人一株当たりの新株式の交付の割合（合併比率）はいくつになるか。
- ② 合併法人の合併後貸借対照表を作成しなさい。

条件

X社(被合併法人)				Y社(合併法人)			
資産	1,800	負債	1,000	資産	1,400	負債	600
(時価)	(1,860)	資本金	400	(時価)	(1,440)	資本金	300
		任意積立金	400			任意積立金	500
	1,800		1,800		1,400		1,400

発行済み株数 1,000

発行済み株数 800

- ・ 資本増加額は被取得会社の現資本金額に等しいとする。また、会計処理は会社法上の規定に準拠すること。
- ・ 取得会社は合併法人とし、合併会計処理にあたってはパーチェス法を用いる。被取得会社に対して交付された取得会社の株式の時価は、被取得会社の資産時価に等しいものとして処理する。また両社はともに非上場会社である。

問 下記A社の事業の一部をB社として移転し、新設分社型分割により子会社化したい。

① A社及びB社の組織再編後貸借対照表を完成しなさい。

A社				A社のB社へ分割する資産負債	
資産 (時価)	1,600 (1,700)	負債 資本金 任意積立金	600 400 600	資産	300 (時価 450)
	1,600		1,600	負債	100

- A社の組織再編前の貸借対照表は上記の通りである。
B社に移転する資産及び負債の簿価および資産の時価は上記のとおりとし、また新設会社の資本増加額は100とし、残額は資本剰余金とする。また会計処理は会社法上の規定に準拠すること。

問 以下のグループ法人税制の概要を表した一覧表について、空欄ア～オに当てはまる語句を書け。

	単体法人	グループ法人	
		グループ法人単体課税	連結納税制度
定義	グループ法人以外の法人	完全支配関係（100%資本関係）のある法人のうち、連結納税制度を選ばない法人	完全支配関係（100%資本関係）のある法人のうち、連結納税制度を選んだ法人
申告・納税の主体	それぞれの法人	それぞれの法人	(ア)
所得通算	通算できない	(イ)	通算可能
①法人間の資産の譲渡	譲渡時に譲渡損益を計上	譲渡損益の(ウ)	
②法人間の寄附金	支出法人の損金算入限度超過額部分が損金不算入	支出法人：寄附金の全額について(エ) 受領法人：受贈益の全額について(オ)	
③現物分配	譲渡損益を計上	簿価による譲渡	
④法人間の受取配当	負債利子控除後の配当の額について益金不算入	負債利子控除適用なし（配当全額について益金不算入制度の適用）	
⑤発行法人の自己株式の譲渡	譲渡時に譲渡損益を計上	譲渡損益の計上をしない	
⑥中小法人に対する特例	資本金1億円以下の中小法人に適用	資本金5億円以上の大法人の100%子会社である中小法人には不適用	

以上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning